

2015年 月 日

従業員のみなさんへ

総務部長

マイナンバー制度スタートに伴う住民票確認のお願い

来年1月よりマイナンバー制度がスタートすることになりました。マイナンバーとは、住民票を有するすべての国民に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策といった分野で活用される国民の番号になります。言うなれば、国レベルでの社員番号のようなものになりますが、この番号が今年10月にみなさん全員に通知されることとなりました。

マイナンバーの通知は、住民票に記載されている住所に各市町村から郵送されます。そこでまずは住民票の住所をチェックして、現在住んでいるところと住民票の住所が異なる場合には住民票の異動手続きを行ってください。この手続きを行っていない場合には、マイナンバーの通知カードが間違った住民票の住所に送られてしまいますので、後になって煩雑な手続きを行う必要が出てきます。

【実際の住所と住民票が異なる場合の手続き】

同一市区町村内で住所変更する場合の手続

同一市区町村内で住所変更をする場合には、当該市区町村に、転居届を提出します。

他の市区町村へ住所変更する場合の手続

住民票が現在の実際の住所とは異なる市区町村にある場合には、住民票のある従前の住所地の市区町村に転出届を提出した上で、現在の住所地の市区町村に転入届を提出することが必要となります。

不明点などがある場合には、総務部までお問い合わせください。

以上